

雇用就業対策の推進に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) テレワークやワーケーション等の柔軟・多様な働き方を一層推進するとともに、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

また、地方の中小企業の働き方改革について、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

(3) 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境の更なる整備を図ること。

(4) 困難な問題を抱える女性等の自立を促進する環境整備を進めるため、就労等の必要な支援策の充実を図ること。

(5) 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業については、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、十分な財政支援をはじめ、所要の措置を講じること。

(6) 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じること。

2. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人啓発推進員制度の充実を図ること。

3. 物価高騰対策関係について

物価高騰等による影響の長期化を勘案し、労働者の雇用確保等を行う事業者に対する支援を拡充すること。